

## 高等学校等通学支援制度について

公共交通機関を利用して通学している高校生の保護者の方に、申請により通学費を助成します。

### 対象者

次の1～3すべてに該当する人

- 1 福知山市に居住しており、高等学校等に公共交通機関を利用して通学する生徒を養育している。
- 2 生活保護法による生業扶助（通学のための交通費）を受給していない。
- 3 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年（又は前々年）所得が、市長が定める所得基準額を超えない、または保護者が児童扶養手当を受給している。  
（定期券の使用期間開始日が、10月31日までの申請は令和元年中の所得により、11月1日以降の申請については令和2年中の所得により審査します）。

※他の通学費補助制度と併給はできません。（京都府制度を除く。）

《認定所得基準額》 （参考：令和2年10月改定） （単位：円）

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人
基準額	1,358,000	2,036,000	2,714,000	3,392,000	4,070,000

4人世帯を基準とし、1人増減につき678,000円増減

### 支給内容

- 1 助成金額：通学定期券購入金額の3分の1  
（百円未満の端数は切捨て、1か月あたりの購入金額は22,100円を上限）
- 2 助成対象定期券：令和3年4月1日以降のもの
- 3 申請の受付期限：令和4年3月31日

4 通学定期券を購入される毎に申請していただけます。

※通学以外の使用は、認められません。(高校3年生は卒業式までが対象)

### 申請に必要なもの

■通学定期券 (コピー可)

■対象生徒の在学証明書

(年度初回申請時のみ必要。原本1通、1か月以内に発行されたもの)

■保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード

■印鑑 (朱肉を使用するもの)

■直近の課税証明書 (福知山市に課税情報がある場合は不要)

(生徒本人と生計を一にしている又は同居している方全員)

■児童扶養手当証書 (児童扶養手当の受給者に限る。)

### 申請・問い合わせ先

福知山市役所隣り ハピネスふくちやま1階

福知山市子ども政策室 児童福祉係 TEL 24-7011

または 三和・夜久野・大江支所の窓口へ